

平成 29 年 4 月 1 日より

神戸市の特定不妊治療費助成が変わります

- ◆ 所得制限を撤廃します。
- ◆ これまでの助成対象（夫婦合算所得 730 万円未満）の方にも一部治療について追加助成を行います。

1. 新制度の助成対象となる要件

- (1) 神戸市内に居住している法律上の婚姻をしている夫婦であること
- (2) 指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたこと
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること
- (4) 平成 27 年度までに通算 5 年間助成を受けていないこと
- (5) 平成 29 年 4 月 1 日以降に治療を終了していること

2. 助成内容

※夫婦合算所得は、前年（1 月から 5 月末日までの申請については前々年）の所得で判断します。

(1) 新たに助成対象となる方（夫婦合算の所得が 730 万円以上の方）

治療区分		変更前 [国制度の上限額]	変更後 [神戸市制度の上限額]
A	新鮮胚移植を実施（採卵から胚移植までの一連の治療）	0 円	7 万 5 千円 (初回申請は 15 万円)
B	凍結胚移植を実施（採卵から胚移植までの一連の治療）	0 円	7 万 5 千円 (初回申請は 15 万円)
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	0 円	3 万 7 千 5 百円
D	体調不良等により移植のめどがたらず治療終了	0 円	7 万 5 千円 (初回申請は 15 万円)
E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、異常受精等により中止	0 円	7 万 5 千円 (初回申請は 15 万円)
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	0 円	3 万 7 千 5 百円

◎特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った方で治療区分 C 以外の方は、7 万 5 千円を上限に上乗せします。

(2) これまでの助成対象の方（夫婦合算の所得が 730 万円未満の方）

治療区分		変更前 [国制度の上限額]	変更後 [神戸市制度の上限額]
A	新鮮胚移植を実施（採卵から胚移植までの一連の治療）	15 万円 (初回申請は 30 万円)	20 万円 (初回申請は 30 万円)
B	凍結胚移植を実施（採卵から胚移植までの一連の治療）	15 万円 (初回申請は 30 万円)	20 万円 (初回申請は 30 万円)
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7 万 5 千円	7 万 5 千円
D	体調不良等により移植のめどがたらず治療終了	15 万円 (初回申請は 30 万円)	15 万円 (初回申請は 30 万円)
E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、異常受精等により中止	15 万円 (初回申請は 30 万円)	15 万円 (初回申請は 30 万円)
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	7 万 5 千円	7 万 5 千円

◎特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った方で治療区分 C 以外の方は、15 万円を上限に上乗せします。

※詳しくは、「不妊に悩む方への特定不妊治療費助成のご案内」の冊子をご確認ください。

特定不妊治療助成上限額の目安 (対象：平成29年4月1日以降に治療が終了した方)

夫婦合算所得	助成回数	治療区分	助成上限額
730万円未満	1回目	A, B, D, E	300,000円
		C, F	75,000円
	2回目以降	A, B	200,000円
		D, E	150,000円
		C, F	75,000円
◎男性不妊治療を行った場合は150,000円を上限に上乗せ(治療区分Cを除く)			
730万円以上	1回目	A, B, D, E	150,000円
		C, F	37,500円
	2回目以降	A, B, D, E	75,000円
		C, F	37,500円
◎男性不妊治療を行った場合は75,000円を上限に上乗せ(治療区分Cを除く)			

お問い合わせ先	
◆区役所こども保健係	
東灘区	☎841-4131 (代)
灘区	☎843-7001 (代)
中央区	☎232-4411 (代)
兵庫区	☎511-2111 (代)
北区	☎593-1111 (代)
北神支所	☎981-1748 (直)
長田区	☎579-2311 (代)
須磨区	☎731-4341 (代)
北須磨支所	☎793-1414 (直)
垂水区	☎708-5151 (代)
西区	☎929-0001 (代)
西神中央出張所 保健福祉サービス窓口	☎990-0201 (代)
◆こども家庭局こども企画育成部 こども家庭支援課母子保健係 ☎322-6513 (直)	

◆治療区分について

A 新鮮胚移植を実施(採卵～胚移植まで一連)
 B 凍結胚移植を実施(採卵～胚移植まで一連)
 C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
 D 体調不良等により移植のめどがたたず治療終了
 E 受精できずまたは、胚の分割停止、変性、異常受精等により中止
 F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

◆助成回数について

初めて助成を受ける際の治療開始時点の年齢が

①40歳未満の場合…通算6回まで
 ②40歳以上の場合…通算3回まで
 助成を受けられます。
 ※神戸市以外の自治体で受けた助成回数を含みます。
 ※申請にかかる治療の開始時点で43歳未満の方が助成対象です。

◆上記以外にも助成要件がございますので、詳しくは「不妊に悩む方への特定治療費助成のご案内」をご確認ください。

◆審査によって最終的な助成金額を決定しますので、申請額と助成額が異なる場合がございます。